

令和3年度 第1回 新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会

日 時：令和3年10月13日（水）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

2階 新潟労働基準監督署 会議室

（事務局）

定刻より若干早いのですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和3年度第1回新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開会いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事の進行をさせていただきます。私は、賃金室長補佐の田中と申します。よろしくお願いいたします。

まず、定足数についてのご報告をいたします。本日は、委員の皆様全員の出席を頂いておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会は成立しております。

それでは、はじめに労働基準部長よりごあいさつを申し上げます。

（労働基準部長）

労働基準部長の熊谷と申します。おはようございます。

各委員の皆様方には、業務ご多忙の中、専門部会委員をお引き受けいただき、大変ありがとうございました。本日から専門部会の審議をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

地域別最低賃金であります新潟県最低賃金は、全ての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けるのに対しまして、特定最低賃金は関係労使のイニシアティブの発揮により設定されるものとなっております。関係労使の申し出を受けました行政機関が最低賃金審議会のご意見をお聞きして、労使それぞれのお考えの中で決定していただき、この最低賃金審議会はそれを取りまとめる役割という位置づけとなっております。労使それぞれのご主張もおありかと思いますが、できましたらそれぞれのお立場でご議論をお願いし、全会一致により結審がいただきますようよろしくお願いいたします。

（事務局）

続きまして、本日は最初の部会でもあり、各委員のご紹介をさせていただくべきところで

ありますけれども、審議項目も多く、また時間も限られておりますので、お配りしてあります資料 No. 1 の委員名簿と机の上にあります名札をもってご確認いただくことをご紹介に代えさせていただきたいと思っております。

それでは、議事次第(1)部会長及び部会長代理の選出をお願いいたします。なお、最低賃金法第24条第2項及び同法第25条第4項により、選出は公益代表委員の中から選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(高橋委員)

よろしいですか。公益代表委員の方々の中から、部会長に木南委員、部会長代理に坂井委員を推薦したいと思っております。

(事務局)

ただいま、高橋委員から、部会長に木南委員、部会長代理に坂井委員を推薦するのご発言がありました。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

「異議なし」というご発言を頂きましたので、部会長には木南委員、部会長代理には坂井委員にそれぞれお願いいたします。それでは、木南部会長、坂井部会長代理から、恐れ入りますが、それぞれ一言ごあいさつをお願いいたします。木南部会長からお願いします。

(部会長)

部会長に選出いただきました木南でございます。

電気機械の特定最賃につきましては、例年、ぎりぎりの厳しい中に全会一致ということでまとめさせていただいておりまして、今年度も是非全会一致で決めて、かつ、なるべく早い時期の、できれば年内発効を目指していきたいと思っております。それぞれの立場からご意見を頂戴しつつ、こちらとしても適切な答えを探していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(部会長代理)

部会長代理に推薦されました坂井でございます。今、木南部会長からもお話がありましたように、全会一致で、それから重要なことは年内に発効されるように審議を進めていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

(事務局)

どうもありがとうございました。以降の議事進行につきましては、部会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(部会長)

それでは、早速、議事に入りたいと思っております。

まず、会議の公開について報告いたします。皆様方のお手元の資料 No. 2 をご覧ください。特定最低賃金専門部会運営規程がございまして、第 5 条にありますとおり、本会は原則として公開となっています。ただ、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる旨、定められております。

部会長としましては、本会議を公開で行うことにより率直な意見の交換、これがなかなか厳しいのではないかと判断しますので、会議は公開せず非公開で行いたいと思っておりますが、これにつきまして、皆様からご意見があれば、まず頂戴したうえで判断したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、部会長として、本会議につきましては、会議を非公開で今後進行していくことにいたします。傍聴人の方はおられませんので、このまま続行します。

それでは、次第に沿って次の議事に移ります。今も説明しましたが、新潟地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程について、そのほかの部分も含めまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

賃金室長の井上でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、まず特定最低賃金専門部会運営規程についてご説明いたします。今ほど見ていただいた資料 No. 2 を見ていただければと思います。本規程に関しては、平成 20 年から施行しており、平成 26 年に一度、一部改正を行いました。

先ほどありました第 5 条にありますように、会議は原則公開となっておりますが、今ほどの部会長のお話のとおり、専門部会では金額審議を行うため第 5 条のただし書きに該当するということで、本来であれば、例年は 7 月 6 日の第 1 回本審で非公開とする予定でしたが、今回に関しては、部会長の判断にて非公開という形にさせていただきました。

続きまして、第 7 条では、「専門部会の議決を行ったときは、新潟地方最低賃金審議会に報告するもの」とされております。これに関連して、皆様にご承知おきいただきたい点があります。お配りしております最低賃金決定要覧の 151 ページをご覧ください。中ほどの最低賃金審議会令第 6 条の第 5 項をご覧ください。ここには「審議会は、あらかじめその議決をするところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」との規定がございまして、これは、一定の形式要件を満たす専門部会の結論が出た場合には、改めて本審で審議することなく、専門部会での結論をそのまま本審の結論とするという

ことです。また、「あらかじめ議決するところにより」という点につきましては、7月6日に開催されました第1回の本審におきましても「専門部会が全会一致で結審した場合には、その決議をもって審議会の決議、即ち『答申』とする」ことをあらかじめ議決しております。よって、本専門部会で全会一致により決議したものは、審議会の結論として決定されるということになります。また、特定最低賃金に関しては、過去から全会一致での決議を頂いておりますし、特定最低賃金の趣旨からも全会一致での結審に向けてご審議して下さるようお願いいたします。

なお、本来であれば、それぞれの部会ごとに運営規程を設けるべきところではございますが、新潟におきましては、従来から共通の規程に基づきまして三つの部会を運営しております。ご了解をお願いしたいと思います。

また、議事録につきましては、今年度も運営規程の第6条第1項の規定に基づき作成したいと思っております。議事録の作成にあたりましては、公労使の代表委員からそれぞれ1名ずつ署名人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、特定最低賃金専門部会運営規程について説明させていただきました。ご検討をお願いいたします。

(部会長)

ただいま説明がございましたが、省略した部分も含めまして、運営規程につきまして、ご意見などがございましたら、まず頂戴したいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、運営規程は確認したということになりますので、これに基づいて以後、運営してまいります。なお、ただいまの説明にもありましたが、本会議につきましては、議事録を作成するということにいたしますので、議事録の署名人を労使双方から1名ずつ指名させていただきます。なお、議事録につきましては、第6条第2項に基づきまして、基本的には公開するということになりますのでご承知おき願いたいと思っております。

それでは、続きまして議題(3)新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定について、本題に入りたいと思っております。まず、事務局より資料を提出していただきましたので、これにつきまして説明をお願いします。

(事務局)

それでは、本日配付いたしました資料に関して、一つ目として、新潟県の経済情勢等に関するもの及び新潟県の特定最低賃金の現状について、簡単に説明させていただきます。資料No.3をご覧くださいと思います。

これに関しては、新潟県の経済情勢をまとめたものでございます。新潟県の各調査機関に

よる直近の分析結果の基調判断をまとめております。順に要約いたしますと、日本銀行新潟支店によれば、「県内景気は新型肺炎の拡大の影響から引き続き厳しい状況ではありますが、持ち直しの動きが見られる。また、輸出、生産は回復、設備投資は持ち直し、個人消費は持ち直しが一服、住宅投資は下げ止まり、企業収益は改善の動き、雇用・所得環境は労働需給に改善の動きが見られ、全体としては弱めの状態が続いている」としております。新潟財務事務所は、「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中、持ち直しつつある。個人消費も一部に弱さが見られるものの、持ち直しつつある。生産活動は穏やかな持ち直し、雇用情勢はおおむね横ばい状態」としています。ホクギン経済研究と所新潟経済社会リサーチセンターは、マンスリー10月号において「生産活動は持ち直している。個人消費は持ち直しの動きが鈍化し、雇用は持ち直しの兆しが見られる。設備投資は下げ止まっている。住宅投資は弱みを含んでいる。公共投資は下げ止まりつつある」としており、以上の調査機関では、総じて県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に弱さが見られるものの持ち直しているとしております。

続きまして、資料 No. 4 をご覧ください。今ほどの資料 No. 3 と一部重複しておりますけれども、10月1日に日本銀行新潟支店で発表した金融経済動向でございます。この資料の4ページをご覧ください、上の方の個人消費の4行目に「2021年8月の乗用車の新車登録・届出台数は、前年を下回った」と記載しております。同じ4ページの下のところに乗用車の新車登録・届出台数のグラフが載っております。

続きまして、資料 No. 5 をご覧ください。新潟県の統計課が9月21日に発表した新潟県鉱工業指数の資料でございます。参考までに、後ほどご覧いただければと思います。

資料 No. 6 に関しては、最近の新潟県内の経済情勢です。資料 No. 3 と重複しておりますけれども、2枚目の上の1「総括判断」になりますが、「7月は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中、一部に弱さが見られるものの持ち直しつつある」とし、以下は後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料 No. 7 の新潟県による最低賃金の推移をご覧ください。平成21年以降の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移を示しております。ここ最近の県最低賃金と特定最低賃金の引上げ額の推移を見ますと、平成30年度は県最低賃金25円に対して電気は20円、令和元年度は27円に対して電気は18円、令和2年度に関しては県最低賃金1円に対して電気は2円ということで、今年度の県最低賃金は28円の引上げとなっており、過去最大の上げ幅となっております。

続きまして、資料 No. 8 に関しては、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業特定最低賃金に特化した推移となっております。

続きまして資料 No. 9、令和3年賃金改定状況調査結果をご覧ください前に、机上配付した資料をご覧くださいと思います。賃金の改定状況調査について、集計誤りが判明いたしました。原因としては、令和元年まではLの「学研究、専門・技術サービス業」、Nの「生活関連サービス業、娯楽業」、Rの「サービス業（ほかに分類されないもの）」のこの三つに関しては「その他のサービス業」という形で入れていたのですが、令和2年からはそれぞれ分類するという形でプログラムを改修したところですが、今回、この三つの分類が違うところに分類されるというようなプログラムのミスが発生いたしました。今回、委員の方々の中には昨年もおられる方もいらっしゃるので、添付させていただきました。申し訳ございませんでした。

これから説明いたします令和3年の改定調査については、修正済みでございますので、本題に入りたいと思います。資料 No. 9 になりますけれども、この調査に関しては、本年6月1日現在における小規模事業者における賃金の改定状況について、常用労働者数が30人未満の企業を対象に調査したものです。昨年、調査方法も郵送プラスオンラインとなり、区域も県内の全体が対象と変更になりました。

2ページ目をご覧ください。第1表に関しては、産業別の賃金改定の実施状況を表した表になっております。なお、新潟はCランクに入っておりますので、第1表を含め、これから説明します表のCランクをご覧くださいと思います。次のページの第2表は、産業別に賃金を改定した事業所の改定率を表したものとなっております。その次のページの第3表は、産業別に賃金を引き上げた事業所について、引き上げ率の分布を表した表となっております。

その次の第4表、一般的に第4表というものでございます。この に関しては、産業別の一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を男女別に表したもので、縦の表示は一番上で男女計、その内訳に男・女別、A B C Dのランク別となっており、横の表示は調査対象産業別となっております。左端の男女計の産業別のCランクを見ますと、1時間当たりの賃金額は、令和2年6月で1,276円、令和3年6月が1,282円、本年の賃金上昇率は0.5パーセントとなっております。ちなみに令和2年の賃金上昇率は、その隣にありますように1.3パーセントでございました。

その次のページの第4表 につきましては、同じく賃金上昇率ですが、一般とパートタイム労働者を分けて表したものでございます。上は一般労働者及びパートタイム労働者の計で、Cランクの賃金上昇率は0.5パーセントですが、Cランクにおける一般労働者については0.4パーセント、パートタイム労働者の賃金上昇率は0.4パーセントです。昨年は、一般労働者については0.9パーセント、パートタイム労働者は2.1パーセントでし

たので、一般労働者は 0.5 ポイント、パートタイム労働者は 1.7 ポイント減少していることになっております。

この後の参考 1、2 に関しては、事業所をランク別に分けて集計した表になっております。

最後の付表になりますけれども、1 が労働者全体におけるパートタイム労働者の割合、2 が男女別の労働者の比率、3 が年間の平均所定労働日数を表したものとなっております。

続きまして、資料 No.11 になります。これは、特定最低賃金制度の概要になっております。これについては、特定最低賃金の基本的な考え方でございます。昨年を経験されている方は既にご存じだとは思いますが、再度説明させていただきます。そこには、「特定の産業の関係労使が労働条件の向上、または事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申し出によって設定されるもの」となっております。

次のページをご覧ください。特定最低賃金には、労働協約ケースと公正競争ケースの二つがあり、それぞれによって目的や改正要件が異なっております。労働協約ケースに関しては、最低賃金に関する労働協約の合意を形成して申請する方式で、金額改正の場合、同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意が必要となります。一方、公正競争ケースに関しては、事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由に申請する方式となります。金額改正の場合、同種の基幹的労働者のおおむね 3 分の 1 以上の合意が必要となります。本県の場合、電子部品等製造業最低賃金のみが労働協約ケースとなっております。自動車小売、各種商品小売業に関しては、公正競争ケースとなっております。

基幹的労働者の意義等については、要覧の 207 ページをご覧ください。207 ページの中ほどの 3 「基幹的労働者の意義について」のところですが、一般的には「当該産業に特有の、または主要な業務に従事する労働者」ですが、最低賃金における規定の仕方については、3 の(2)にありますように「基幹的労働者の職種、業務を規定する方法」、として「基幹的労働者とみなされない労働者の職種、業務を規定する方法」の二通りがございます。

3 枚目をご覧ください。上段の労働者数と中ほどの適用労働者数を見ますと、この電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業で働く労働者は、県内には 2 万 6,263 人おりまして、そのうち基幹的労働者は資料には数字は記載されておりませんが、適用除外となる 6,389 人を除くと最終的には 1 万 9,874 人ということを示しております。

資料 No.12 になります。答申公示日から最短での効力発生年月日までの早見表となっております。年内発効を目指すとなると、この表の裏面の中段に太線があります。左の 10 月

29 日が公示日となっている欄を右に見ていきますと、12 月 30 日が発効予定となっております。本年発効となると最終日は 11 月 1 日で、この日までに答申していただく必要があるということになっております。

続いて、資料 No.13 になります。これは、後ほど議題 4 で説明させていただきます。これについては、今後の専門部会の日程となっております。

以上、議題（3）に関しまして、配付資料の説明をさせていただきました。

（部会長）

ありがとうございました。引き続き、基礎調査結果について報告していただきましょうか。

（事務局）

賃金指導官の赤塚と申します。よろしく申し上げます。

私からは、No.10「令和3年度最低賃金に関する基礎調査結果」について説明させていただきます。私が話す内容については、机上配付させていただきました別紙「最低賃金に関する基礎調査結果における統計用語の解説（電気）」と資料等を見ながら私の話を聞いていただければと思います。

まず、資料 No.10 をめくって 1 枚目を見てください。この中ほどに 3、調査対象とあります。今回の調査対象ですが、規模 100 人未満の「日本標準産業分類による E28 から E30」における「平成 28 年経済センサス活動調査」を基にした「最低賃金に関する実態調査縮小母集団名簿」から一定の方法により無作為に抽出された 157 事業所の調査票で回収した労働者 3,268 人の集計を行いました。100 人未満の事業所を対象にしておりますので、復元に使用する母集団も 100 人未満の事業所数になります。その結果、全体の数値とこの基礎調査の数値に隔たりが生じてしまうということです。3,268 の実数に対して復元した結果、7,777 という膨らんだ調査結果になりました。

続きまして、時間当たりの所定内賃金について説明いたします。時間当たりの所定内賃金というのは、基本給額と諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び賞与、時間外手当、早出手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等を除いた手当の 1 時間当たりの額の合算額を言います。「3 手当を除く」という言葉が出てくるのですが、この文言の 3 手当というのは、精皆勤手当、通勤手当、家族手当のことを言います。

本調査では、毎年 6 月分の賃金計算期間において、各調査対象事業所の所定労働日数を満稼働したときに支払われる見込みの基本給及び諸手当を対象としています。月給者の賃金を時給換算する場合、月給額を 6 月の所定労働日数で割って計算しているため、6 月が丁度、祝日も何も無いものですから、稼働時間が少し多くなってしまう場合があります。その

ために、最低賃金未満の分布に入ってしまうものがあるのですけれども、最低賃金を満たしている場合であってもそのような分類に入ってしまう場合がありますので、ご留意願います。

それから未満率については、資料 No.10 の総括表を見てご説明いたします。例えば4ページをご覧ください。現行の最低賃金時間額 910 円に達していない労働者の割合をパーセントで表したものを未満率と言う訳なのですが、この4ページの総括表で見ますと、910 円の欄、その一つ上の 909 円のところですが、この括弧の中に 7.1 とあります。これがいわゆる最低賃金に満たない割合 7.1 パーセントを示しているものです。人数で言うと 551 人になっています。

それから、6 ページの左下を見ていただきたいのですが、ここをずっと見ると、中ほどから「第 1・20 分位数」とあるところを見ていただければと思うのですが、これは何かと言うと、労働者の賃金額を低いものから高いものへと一列に並べて、20 等分した下から 20 分の 1 番目の賃金額を表しています。復元した人数が 7,777 人で、単純に 20 で割ると 389 番目の方が 1 時間当たり 885 円でしたというようなことです。同じように「第 1・10 分位数」とありますが、これが 778 番目の方が 1 時間当たり 925 円だったと。その次の「第 1・4 分位数」というのが、下から 4 分の 1 番目の方なので、1,945 人目の方に当たります。この方が、1 時間当たりちょうど 1,000 円でしたということです。「中位数」というのは、ちょうど真ん中の方。真ん中が 3,889 人目の方で、この方が 1,166 円でしたということです。その一番下に「四分位偏差係数」とあるわけですが、この数値が高いほど分散度が大きいということを示しています。私からは、以上です。

(事務局)

先ほどのところで、私から訂正させていただきませんが、資料 No. 4 に関しては、私、多分誤って自動車のことを言いましたけれども、その中の 6 ページ目の上から 3 行目、電子部品の説明がございませう。「電子部品・デバイスは増加している」ということを訂正させていただきます。

(部会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より資料について説明がございました。皆さんから何かございませうか。

(梅野委員)

毎年、説明を頂いているので、間違いではないと思うのですが、この時間当たりの所定内賃金について、月給者の賃金を時給換算する場合、月給額を 6 月の所定労働時間数で割って計算しているというために、最低賃金未満の方が入ってくる場合があるのですよね。という

ことは、ここにある影響率であったり未満率であったりは、あくまでも参考値であるという考えでよろしいですか。ここに、例えば910円以下の方が551人いらっしゃると。7.1パーセントの方がいらっしゃるわけですね。けれども、これは月給者の方であって、月給者を時間給で割るから、これ以下が発生している訳ですよ。

(事務局)

そうです。

(梅野委員)

通常、他の月だと、最低賃金より上かもしれないということがあるわけですね。

(事務局)

そうです。そのとおりです。

(梅野委員)

ということは、たまたま6月だけが最低賃金を割るだけで。

(事務局)

そういうケースもあるかもしれないです。

今、例えば、参考といいますか、母集団を膨らませてこれをやっているの。

(梅野委員)

分かりました。

(部会長)

最低賃金法施行規則第2条第3号によれば、月によって定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数(月によって所定労働時間数が異なる場合には1年間における一月平均所定労働時間数)で除した金額、これが最低賃金を上回っていなければならないということで、年間を通じた一月当たりの平均所定労働時間数で除して、最低賃金法違反かどうかは判断するという取り扱いなのですよ。

(事務局)

そうです。

(部会長)

ただ、今回の統計については、年間の平均所定労働時間数ではなく、6月だけを取り上げて労働時間数を算定しているので、厳密の意味においては年間の平均と異なってくる可能性がありますし、今、事務局から説明があったように、6月については暦の関係で比較的所定労働時間数が長い傾向にありますので、若干その辺は差異がありますので、厳密には違いますけれども、おおむね傾向を示しているだろうということで、資料としては提出があったということとして受け止めていただければ。

(梅野委員)

毎年の審議の影響率などを見るのに、やはり労働時間数が多い数だと、こういった最低賃金を割る方が増えてくる。だから、影響を受ける方が多くなって見えてしまうので。

(事務局)

逆にそういったケースもあるかもしれないです。

(梅野委員)

6月を見られているのはいいですけども、少し気になったので。

(部会長)

そういうことなので、あくまでもその辺は、統計の都合で6月ということになっていますので、それを留意したうえで数値を読み取っていくということに、労使双方ともお願いしたいと思います。

すみません。基礎調査について、この別紙で産業別適用労働者数全体として2万6,263人とあるのですが、資料No.11を拝見すると2万6,263人の内、適用除外がいますので、全体の適用労働者数は1万9,874人だと思うのですけれども。

(事務局)

そうですね。

(部会長)

だから、産業別適用労働者数としては、全体としては1万9,874人。要は、この基礎調査は、そのうち100人未満の事業所を対象としているということですから、その100人未満の事業所の中の全体数は7,777人よりは大きいということによろしいのでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。

(部会長)

そのうち、一定数が適用除外になったので、7,777人になったと。

(事務局)

そのとおりです。

(部会長)

ですので、厳密には、全体として1万9,874人いて、そのうち100人以下が7,777なので、残りの数が100人を超える事業所の適用労働者数だと考えてよろしいですか。

(事務局)

そうです。

(部会長)

分かりました。ありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。

先ほど室長からも説明がありましたが、賃金改定状況調査につきましては、本省で統計の誤りがあって修正されたという経緯がございます。統計資料というのは、我々専門部会におきましても非常に重要な参考資料でございますので、事務局におかれましては、今後はしっかりと資料を精査したうえで、誤りのない資料を提出するよう努めていただきたいと、部長長としても一言申し上げておきたいと思っております。

それでは、資料につきましては以上ということで、また追って不明点などがありましたら、次回以降、ご意見を頂ければと思っております。

それでは、この後、労使双方に今回諮問のありました賃金改定につきましての基本的なお考えをお聞きしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。それでは、改定の申し入れをしたのは労働者側ということになりますので、労働者側の意見から先に頂戴したいと思っております。
(梅野委員)

よろしく申し上げます。労働者側としては、特定産業別最低賃金は、公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的とし、労使交渉の補完、代替の役割を担っていると考えています。また、企業の公正競争の確保により、サプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っています。電機連合としては、毎年の総合労働条件改善闘争において、企業内のミニマム基準の役割と未組織労働者を含めた電気産業で働くすべての労働者の賃金の底上げ、公正処遇確立に向けて最低賃金引き上げに取り組めます。2021年闘争においても、多くの加盟組合において産業別最低賃金の引き上げを実現し、産業別最低賃金については16万4,500円になったところです。

現在、政府の経済諮問会議において、今年の骨太方針の項目の一つとして、賃上げを通じた経済の底上げが議論され、民間委員からは最低賃金の引上げに向けた提案がありました。2021年5月14日に開催された第6回の経済財政諮問会議において、菅前総理大臣は、新型コロナの前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指し、本年の引き上げに取り組むと発言をされました。

特定最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金であります。したがって、地域別最低賃金の相対的に高い水準の確保が不可欠であると考えます。同一企業、団体における、いわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者間での不合理な待遇差の解消を目指して、パートタイム有期雇用労働法が改正、施行されました。特定最低賃金は、同一労働同一賃金推進法の付帯決議において、欧州において普及している協約賃

金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることを鑑み、我が国においても特定最低賃金の活用について検討を行うこととされていることから、その役割が益々重要になってきていると考えます。

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、社会のデジタル化に対する期待が高まると予測されています。また、第4次産業革命と呼ばれるIoTやビッグデータ、ロボット、人工知能などの急速な発展を受けて、電気産業としてこれらの技術、社会状況の動向を見極め、電気産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな活用を生み出していくことが期待されています。このように、経済成長、社会の貢献等、新たな雇用の創出に寄与することが期待される電気産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、特定電気最低賃金の金額改定の取組みが必要であると考えています。

県内の電気産業の従業員数は、製造業において18.3パーセント、生産額を見ると製造業に占める電気機械の割合が16.1パーセント、付加価値額も14.5パーセントを占めております。電気産業は、県内における主要産業の一つであり、労働者数のみならず生産額、出荷額などにおいてもウエイトが高く、新潟県経済における重要な役割を担っていると考えております。一方で電気産業は、大手企業から中小零細企業まですそ野の広い産業構造になっているため、事業の公正競争確保を図るうえで全国最低賃金の設定と適正水準の改善は不可欠であると考えています。

新潟県の経済についてでございます。新潟県の経済動向、6月から8月の資料の生産の項目を見ると、6月の鉱工業指数季節調整値では、生産指数が102.1となり、前月比4.9パーセント上昇し、2か月ぶりに上昇を果たしてきました。前年同月比、原指数では19.6パーセント上昇と、4か月連続で上回っております。業種別に見ると、汎用・生産用・業務用機械工業は前月比16.0パーセント、食品工業が8.2パーセント、その他工業が30.3パーセントと、それぞれ上昇するなど、15業種中12業種が上昇を果たしています。なお、出荷指数は99.6パーセントとなり2か月ぶりに上昇し、在庫指数は89.5となり9か月ぶりに上昇しました。そのようになっており、好調だと我々は考えております。

また、同様に企業収益の項目を見れば、2020年度の企業の経常利益、日銀短観の2021年6月調査によると、全産業で前年比12.8パーセント増益となりました。製造業が17.9パーセントの増益、非製造業が9.4パーセントの増益、ともに前年度を上回る実績であります。また、2021年度の計画においても、全産業で前年度比0.2パーセント増益の計画となっています。製造業においては14.2パーセント増益と前年を上回るものの、非製造業では9.7パーセント減益と前年を下回っています。製造業においては増益であるということを示し上げたいと思います。

鉱工業指数の生産・出荷の指数を見ても、指数においては右肩上がりとなっております。季節調整を入れても、電子部品は好調、電気・情報は横ばいながら、前年比較をするとほとんどの月で前年を上回ってきています。こういったことを総合的に見れば、本産業においては、非常によい状況と言っていいと考えています。また、皆さんもご存じのことと思いますが、電子部品については、世界的に不足感があり、生産が追いつかない状況でございます。人員確保のためにも、将来を見据えた場合においても、この最低賃金を引き上げることによって優秀な人材の確保につなげたいと考えます。

今まで申し上げたような状況と今春闘の状況、そして県最低賃金の上昇などを鑑みて、次回、金額提示を行っていきたいと思います。

(部会長)

ありがとうございました。続きまして、使用者側の高橋委員からご意見を頂戴したいと思います。よろしいでしょうか。

(高橋委員)

一般社団法人新潟県電子機械工業会の高橋です。昨年に引き続き、部会にも出席させていただいております。よろしくお願いたします。

業界を取り巻く経済状況等の説明ということでお話しさせていただきますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大はかなり収まってきたとは言えるものの、地場の企業が景気の回復感を実感できるまでには至っておらず、依然として厳しい状況にあると言えると思っております。併せまして、昨年、この第1回の専門部会において深刻なコロナ禍による企業業績の悪化と、併せまして生産活動の先行きの懸念材料として、通商面を中心にしました米中対立というものを挙げさせていただきました。皆様もご存じのとおり、先端技術、次はデータ管理なども含めた通商面での対立から、経済安全保障、あるいは人権といった価値観の領域まで拡大して、ヨーロッパ諸国も巻き込んで対立は深刻さを増しているところでございます。

もう一つ、これは強調しなければならないことですが、脱炭素社会に向けた企業の取組みが本格化しているということでございます。これは、今までになかった投資コストの増大が避けられない。しかも長いスパンで避けられないということを意味しているかと思えます。例えば、私ども工業会でもカーボンニュートラル実現に向けた具体的なアクションを進める手立てとしての勉強会の立ち上げですとか、あるいは講演会の開催など、対応を進めているところでございます。

また、先日、私はある大手化学企業の県内工場を訪問いたしました。同社が開発いたしました工場や自治体のごみ焼却場で発生するCO₂を回収して発成品の原料に転換する設備、

そういった設備をライセンスでほかの企業にも供与する。自治体にも供与するという
ことで、その時期、あるいは仕組みなどについて意見交換をするための訪問でございま
した。従来からあるCO2回収設備よりもずっと小型で、しかも回収したCO2を地中に埋めたり
するのではなくて、リサイクルする設備であるということから、私どもの電子機械工業会
の会員にもニーズが生まれる可能性があるということで、詳しいお話を聞いてきたところ
でございます。取引先、特に欧米の大企業からは、CO2削減は不可欠な取引の条件として求
められますので、企業は応じざるを得ません。脱炭素、温暖化ガス削減は、サプライチェ
ーン全体で進めていきますので、これは企業規模の大小を問わず、今後、非常に大きなコスト
増加の要因となってまいります。

さて、足元の生産ですとか景況感、求人の状況など、統計数値は労働局の説明資料に譲り
ますが、新潟県を元気にするのは、県産業を支えている中小、小規模企業が存続し、活性化
することが当然の鍵でございます。その企業は、今後、従来に増して社会的な責任を果たす
ことが強く求められております。先ほど触れましたように、脱炭素社会の構築に向けた設備
投資などは、今後、長期間に渡って避けられません。依然、厳しい経済環境の中、雇用を守
りつつグローバルな競争を展開する企業にとりまして、最低賃金額を引き上げることは企
業の存続そのものに大きく影響いたします。具体的な最低賃金額については、本日頂いた資
料並びに使用者代表の委員と相談のうえ、次回になるかと思っております。

終わりに一言申し上げておきたいことは、これは私ども工業会から毎回申し上げている
ことでございますけれども、審議は生産の現場の状況、今後の見通し等を十分踏まえたう
えで行われるものと思っておりますので、是非、中小、小規模企業の実情を踏まえたもの
にしたいと考えております。よろしく願いいたします。

(部会長)

ありがとうございました。そのほかの労使委員の方で補足することがあれば、頂戴したい
と思っておりますが、本日はよろしいでしょうか。

今後の審議日程につきましては、この後、事務局より説明があると思っておりますが、本日を含
めまして3回の日程を予定しています。部会長としては、この3回の日程の中で集中的に実
りのある議論を行って、3回目で結論を必ず出したいと思っておりますので、どうぞご協
力のほど、よろしくお願いいたします。

具体的な金額の提示は次回ということをお願いしたいと思っておりますが、3回という限られ
た時間で、本日もまだ少々時間がありますので、具体的な金額の提示は次回に譲りますが、
労使双方と公益の個別折衝で、金額提示前の意見交換を今日は少ししたいと思ってお
りませんが、よろしいでしょうか。

それでは、会議は一旦休憩としまして、労働者側からお話を聞こうと思いますので、使用者側に控室をご案内ください。

(個別折衝)

(部会長)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日は、労使双方から特定最低賃金の改定に向けての基本的な考えを頂戴いたしました。次回、早速ですけれども、労使双方に金額を提示していただいたうえで審議を進めてまいりたいと思いますので、労使双方ともそれぞれ打ち合わせが必要だと思っておりますので、打ち合わせのほど、よろしく申し上げます。

また、本日、事務局より統計資料などを出しましたけれども、労使双方で独自に本専門部会に提出したい資料などがございましたら、事務局を通じて、なるべく次回に提出していただくようにご協力をよろしく申し上げます。

それでは、この件につきましては、次回、継続審議ということによろしいでしょうか。

それでは、議題4です。専門部会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 No.13 になります。専門部会日程案を作成させていただきました。例年にならしまして、本日を含め3回の開催日を予定しておりますが、審議の状況に応じては3回に限定しているものではございません。次回、第2回は、10月19日(火)午前10時から、この同じ監督署の会議室、続きまして第3回は、10月26日(火)午前10時から、この会議室での開催となります。皆さんもお忙しいことと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(部会長)

日程は、ただいま説明がありましたとおり、次回は19日、次々回は26日で予定していますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、この日程案を日程としまして、今後の会議を進めていくということにいたします。

こちらで用意している議題は以上となりますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題はすべて終了ということになります。議事録の署名人を指名させて

いただきます。労働者代表委員としては梅野委員、使用者代表委員としては高橋委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を事務局にお返しいたします。

(事務局)

今一度、次回の日程を確認させていただきます。次回は10月19日(火)午前10時からということになります。会場は、この場所、同じ会場ということになりますので、ご了解をお願いします。

以上をもちまして第1回の専門部会はこれで終了させていただきます。